

在学生の方へ

学生部

無人航空機（ドローン・ラジコン機等）を飛行させる際の飛行ルールについて

平成27年9月に航空法の一部が改正され、平成27年12月10日からドローンやラジコン機等の無人航空機の飛行ルールが新たに導入される旨、文部科学省から通知（次頁以降参照）がありましたのでお知らせします。

特に、本学の筑波キャンパス、東京キャンパス内での飛行については人口集中地区に該当するため、国土交通大臣の許可が必要となりますので、ご注意願います。

なお、飛行許可を得る場合は、国土交通省の担当部局に直接申請することになりますが、事前に学生部学生生活課に連絡をお願いします。

詳細は以下の URL をご参照願います。

【参考】国土交通省ホームページ

http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html

平成 27 年 11 月 20 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長
各 国 公 私 立 大 学 長
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
各 大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 機 構 長 殿
各 文 部 科 学 省 施 設 等 機 関 の 長
各 文 部 科 学 省 特 別 の 機 関 の 長
各 文 部 科 学 省 独 立 行 政 法 人 の 長
各 文 部 科 学 省 国 立 研 究 開 発 法 人 の 長
日 本 私 立 学 校 振 興 ・ 共 済 事 業 団 理 事 長
公 立 学 校 共 済 組 合 理 事 長

文部科学省大臣官房総務課
スポーツ庁政策課
文化庁政策課

無人航空機（ドローン・ラジコン機等）を飛行させる際の飛行ルールについて（周知）

平成 27 年 9 月に航空法の一部が改正され、平成 27 年 12 月 10 日からドローンやラジコン機等の無人航空機の飛行ルールが新たに導入されることとなりました。

改正航空法において導入される無人航空機の飛行ルールは、

- ・無人航空機の飛行の許可が必要となる空域
- ・無人航空機の飛行の方法

の 2 つに大別され、教育・研究機関の敷地内で無人航空機を飛行させる場合であっても、国土交通大臣の許可等が必要となる場合がありますので、御注意ください。航空法に定めるルールに違反した場合には、50 万円以下の罰金が科せられます。（別添資料を御参照ください。）

航空法改正の詳細や申請の方法については、以下の国土交通省の Web ページを参照ください。

○無人航空機（ドローン・ラジコン機等）の飛行ルール

http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html

不明な点等ございましたら、上記 Web ページに掲載されている問合せ先窓口（国土交通省）まで御相談ください。

本件につき、都道府県教育委員会及び都道府県知事にあつては、域内の市町村教育委員会、所管又は所轄の学校（専修学校、各種学校を含む。以下同じ）その他の教育機関等に対して、国立大学長にあつては、その管下の学校に対し、御周知願います。

別添 無人航空機に係る改正航空法等の概要
無人航空機（ドローン・ラジコン機等）の安全な飛行に向けて

【本事務連絡についての問合せ先】

文部科学省大臣官房総務課法令審議室審議第 4 係

電話 03-5253-4111（内線 2156）

無人航空機に係る改正航空法等の概要

無人航空機の定義

飛行機、回転翼航空機等であって人が乗ることができないもの(ドローン、ラジコン機等)のうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもの(200g未満のものを除く)

無人航空機の飛行ルール

(1) 無人航空機の飛行にあたり許可を必要とする空域

以下の空域においては、国土交通大臣の許可*を受けなければ、無人航空機を飛行させてはならない。

※安全確保措置をとる場合、飛行を許可

① 航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれのある空域

- 空港等周辺に設定された進入表面等の上空の空域【下図A】
- 地表又は水面から150m以上の高さの空域【下図B】

② 人又は家屋の密集している地域の上空

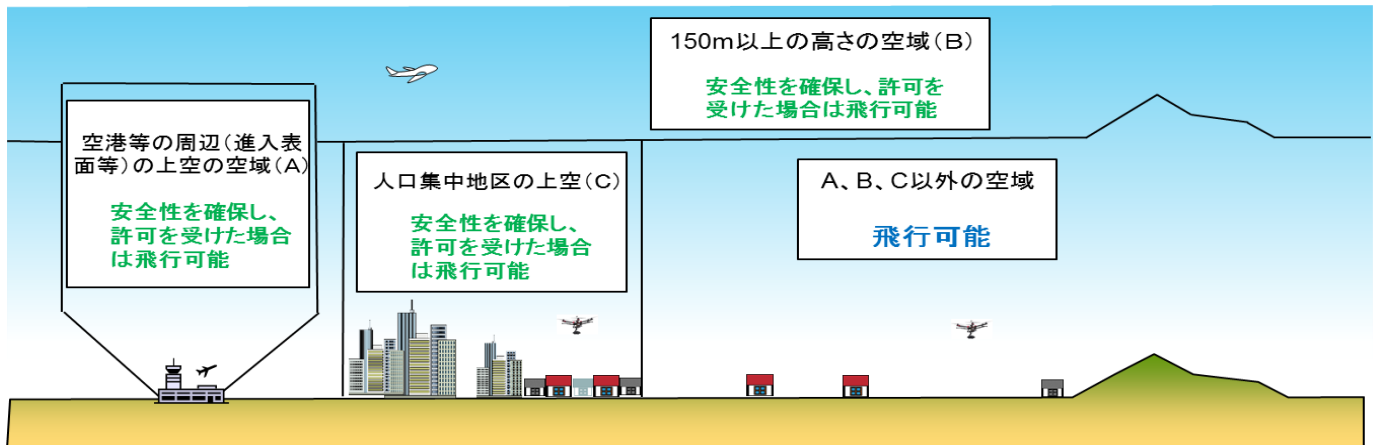
- 国勢調査の結果を受け設定されている人口集中地区(国土交通大臣が告示で定める区域を除く。)の上空【下図C】

(2) 無人航空機の飛行の方法

無人航空機を飛行させる際は、国土交通大臣の承認を受けた場合*を除いて、以下の方法により飛行させなければならない。

※安全確保措置をとる場合、より柔軟な飛行を承認

- 日中において飛行させること
- 無人航空機及びその周囲を目視により常時監視すること
- 人又は物件との間に30mの距離を保って飛行させること
- 多数の者の集合する催しが行われている場所の上空で飛行させないこと
- 火薬類、高圧ガス、引火性液体、凶器などの危険物を輸送しないこと
- 機体から物件を投下しないこと



(3) その他

- 事故や災害時の国・地方公共団体等による捜索・救助のための飛行の場合は、(1) (2)を適用除外とする。
- (1) (2)に違反した場合には、50万円以下の罰金を科す。

今後のスケジュール

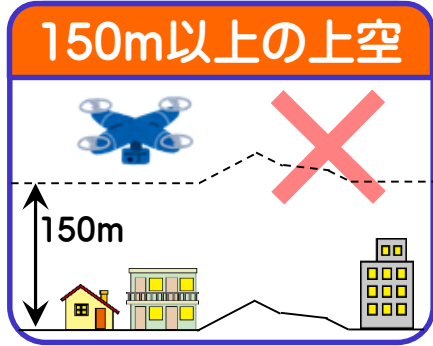
- 施行日：平成27年12月10日

無人航空機(ドローン・ラジコン機等)の安全な飛行に向けて!

航空法が改正され、2015年12月10日に、無人航空機を飛行させる際の飛行ルールが施行されます。

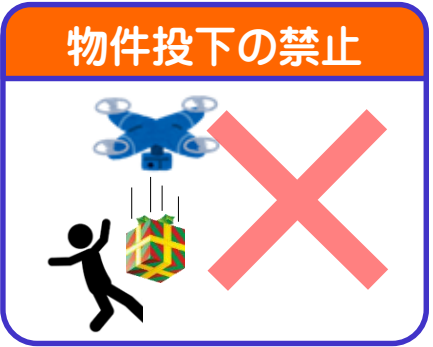
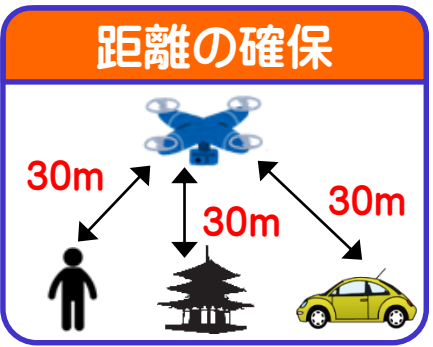
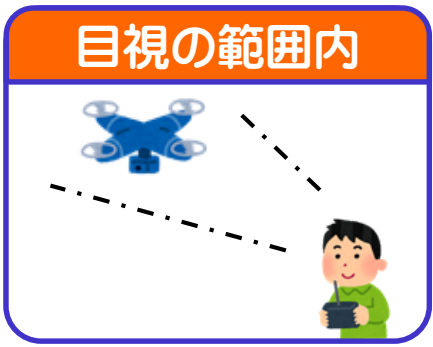
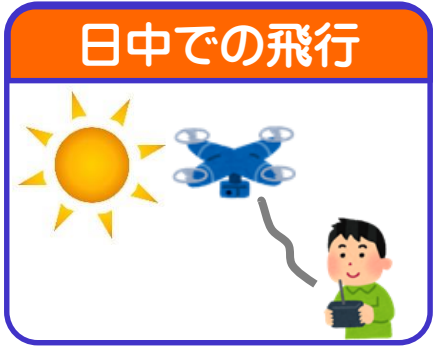
★飛行禁止空域

次の場所では、無人航空機の飛行は禁止されていますので、ご注意ください! 飛行させたい場合には、国土交通大臣による許可が必要です。ので、所定の手続きを行ってください。



★飛行の方法

無人航空機を飛行させる際には、次の方法に従って飛行させましょう! これらの方法によらずに飛行させたい場合には、国土交通大臣による承認が必要です。ので、所定の手続きを行ってください。



航空法改正の詳細や申請の方法についてはhttp://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.htmlをご参照下さい。
不明な点等ございましたら、上記HPに掲載されている問合せ先窓口(国土交通省)まで御相談ください。

無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領（概要）

1. 背景

無人航空機の飛行の禁止空域や飛行の方法等について定めることを内容とする航空法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 67 号。以下「改正法」という。）が公布された（平成 27 年 9 月 11 日）。これに伴い、飛行禁止空域における飛行や飛行の方法によらない飛行については、国土交通大臣による許可又は承認（以下「許可等」という。）が必要となることから、当該事務を行うための審査要領を定める。

2. 概要

○申請方法

- ・飛行開始予定日の 10 開庁日前までに申請書の提出を求める。
- ・同一の申請者が一定期間内に反復して飛行を行う場合又は異なる複数の場所で飛行を行う場合の申請は、包括して申請することを可能とする。
- ・飛行の委託を行っている者が受託先の飛行をまとめて申請する場合や、複数の者が行う飛行をまとめて申請する場合などに、代表者による代行申請を可能とする。
- ・許可等の期間は原則として 3 ヶ月以内とするが、申請内容に変更を生ずることなく、継続的に無人航空機を飛行させることが明らかな場合には 1 年を限度として許可等を行う。

○許可・承認の基準

- ・許可等の審査においては、①機体の機能及び性能、②無人航空機を飛行させる者の飛行経歴・知識・技能、③安全を確保するための体制の 3 つの観点から、『基本的な基準』と『飛行形態に応じた追加基準』を定め、それらへの適合性について判断する。
- ・また、様々な飛行形態が想定されること、今後の技術開発の進展による安全性向上が見込まれること等から、上記 3 つの観点から総合的に判断し、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認められる場合については、柔軟に対応することとする。
- ・原則として、第三者の上空で無人航空機を飛行させないことを求めることとし、人又は家屋の密集している地域の上空や催し場所の上空において飛行させる場合であっても、第三者の上空で無人航空機を飛行させないことを求める。
- ・やむを得ず、第三者の上空で飛行させる場合には、追加的な安全対策を求める。
- ・安全確保のため、無人航空機を飛行させる者を補助する補助者の配置を求める。
- ・無人航空機の安全な飛行を行う体制が維持されるよう、飛行マニュアルの作成を求める。

3. スケジュール

施行日　：　平成 27 年 12 月 10 日（改正法の施行日）